

地域経済統合と日本の貿易政策との かかわりに関する一考察

若松 孝司

The Building of a Free Trade Area and Japanese Trade Policy

WAKAMATSU Takashi

1. 地域経済統合をめぐる現状と本稿の目的

1-1 地球規模での自由貿易化

中国がWTO (World Trade Organization, 世界貿易機関) への加盟を決めたことに象徴的に表れているように、現在、世界各地で自由貿易に対する関心が高まっている。1989年末の冷戦崩壊とそれにつづいた1991年のソビエト連邦の解体により、地球規模での資本主義=自由貿易化がすすみ、経済の世界化・地球規模化の下で自由経済体制が拡大している。

こうした地球規模の自由貿易化は、その一方で地域経済統合の動きをも伴っている。1985年のプラザ合意以降、1990年代にはいって世界各地で地域的な経済統合の動きが盛んになっていることは、周知の事実とさえ言える。そのなかでもっとも規模が大きく、統合の深度がすすんでいるものとして挙げられるのは、ヨーロッパ共同体 (EC) を基に設立されたヨーロッパ連合 (EU) であり、EUは単なる自由貿易協定を結ぶにとどまらず、共通通貨導入をも果たしている。

ただ、わが国をはじめとする多くの国々は、バラッサ (Balassa, 1961) の定義する「緩い統合」である「自由貿易地域 (Free Trade Area)」を目指し、関税同盟や共同市場、経済同盟といった、それよりも「深化」した統合の型を念頭においてはいていない。たとえば、経済産業省が2002年8月にまとめた「経済連携協定についての考え方と最近の動向」¹⁾によると、わが国は、「グローバル化した経済に対応するルール整備を行うため、新WTOラウンド交渉に向けての努力の継続と並行して、関心国・地域との間で機動的な取組が可能な経済連携協定等を活用して、ハイスタンダードなルール・制度の整備等を先行させる多層的アプローチを推進」することとし、「経済連携協定等は、国際的な事業活動を円滑化させるとの観点から、貿易投資に関する水際の障壁だけでなく、人の移動の円滑化、紛争処理、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とする」という認識のもとに経済連携協定を進めている、とされている。実際に現在、メキシコや韓国、タイ、フィリピン、台湾、チリ、ブラジル、オーストラリア、カナダなどとの間で、自由貿易圏を目指した交渉が進められている。

1-2 「WTO－自由貿易協定」関係と本稿の目的

このように、WTOを軸とした自由貿易体制のもとで、地域（あるいは2国間，多国間）を軸とした経済統合が同時にすすむという一見矛盾した状況については、以下のような説明がなされる。すなわち、地域的な経済機構における実効的な地域的機構の集積が実効的な世界機構に至る前段階となる、あるいは、弱小国による地域的機構の設立では経済力強化などの目的が達成できないため、目標追及の場を普遍的機構へと移すといったように、全世界的な（普遍的な）自由貿易と地域的な経済統合とは棲み分けが可能であり、相互補完的な関係をもつというものである。また、事柄の性質上、地域主義をとるほうが効率が良く、地域の実態に即している場合があることも、地域的な経済統合が多くみとめられる理由として考えられよう。

そこで本稿では、以上のような現状とそれに対する認識を踏まえて、日本とかかわりのある地域経済統合の動きを自由貿易圏（自由貿易協定）に焦点を絞り、WTOの進める自由貿易体制における位置を確認することを目的とする。このため、まずは第二次世界大戦後の地域（経済）統合をめぐる議論を概観し、その後に日本の自由貿易協定に対する政策について検討することとしたい。

2. 自由貿易主義と地域主義

2-1 地域統合の「第1の波」

前節でも触れたように、普遍的な自由貿易体制を目指すWTOと地域的な自由貿易協定との間にはある種の矛盾が存在する。クーパー（Cooper, 1976）によると、地域的な自由貿易協定にみられる地域主義には、グローバリズムへの過程として地域（経済）統合をおこなうものと、地域統合それ自体を目的とするものがあるという。

第2次世界大戦後、1960年代までの地域経済統合は、ハースらの新機能主義的アプローチ²に見られるように、実務的・機能的活動からはじまった機能的国際組織の活動が、その統合を進める過程で生じる諸問題解決のためという内在的理由から、半自動的に統合分野の拡大と統合レベルの高度化が求められ、最終的に超国家的政治統一へと至るというスピルオーバー仮説に基づいたものであった。大隈（1973）によれば、ヨーロッパのEEC（欧州経済共同体）や中南米のLAFTA（ラテンアメリカ自由貿易連合）、アフリカのOAU（アフリカ統一機構。現AU、アフリカ連合）など、当時みられた地域統合の背後には、複数の地域国家からなる地域システムが世界共同体の構築へと至るプロセスにおける踏み石になるのではないかという認識が存在していたという。バラッサのいう自由貿易地域から始まって、関税同盟、共同市場、経済同盟へとすすむ経済統合の「深化」は、域内での貿易創出効果に対し、域外に対する貿易転換効果を持つものと考えられている。そのため、グローバリズムの立場からはこの地域主義に対して、世界における適正な資源配分を疎外するものであると批

判される。

それでは、こうした地域主義は、自由貿易体制を進める GATT (The General Agreement on Tariffs and trade, 関税と貿易に関する一般協定, 現 WTO) ではどのように扱われていたのだろうか。GATT は先進国と開発途上国とで経済統合を法的に異なった地位を与えている。先進国に対しては GATT 第 3 部の第 24 条 (関税同盟及び自由貿易地域) が適用され、関税同盟及び自由貿易地域は域内の関税その他の貿易障害の廃止を、最恵国待遇の例外として認めている。ここで関税同盟は、加盟国間の輸出入関税またはこれと同様の効果を有するすべての関税を禁止するが、第三国に対しては共通関税を課す制度であり、自由貿易地域とは、域内貿易については関税その他の貿易障壁が統一的に撤廃されるが、域外貿易には加盟国が別々に関税等の貿易障壁を課すものを指す。これらは一見すると、自由貿易体制とは矛盾するものに思われるが、第 24 条に附された条件「統合された地域が適用する対外関税や障害が、統合以前よりも制限的でないこと」をクリアすることで、これらの経済統合は二国間に設定される自由貿易圏を拡大したものであって、GATT のすすめる自由貿易体制を補強するものとされている³⁴。

他方、途上国間の経済統合は世界貿易に及ぼす影響が小さいと考えられたため、GATT においては、制限が先進国に比較してゆるく扱われている。途上国間における特別の地域的取極めについては、GATT 第 4 部に掲げられた諸条項と 1979 年に終了した東京ラウンドで採択された途上国のための特別待遇を定めた「授権条項」³⁵がある。これらにより、非関税措置の特恵は多角的で GATT で交渉されたものに限って認められることや、途上国間の非関税措置の特恵は GATT が定める基準に従うなどの条件をつけながらも、一般特恵関税、後発途上国のための特別待遇、途上国間の地域的なまたはグローバルな特恵が制度化されている。

いずれにしても、GATT は貿易障壁の全廃を目的としていたために、一般特恵については関税が存在している間の暫定的措置として考えられていた。そのため、一般特恵承認の条件として、「一般特恵の存在が最恵国ベースでの関税撤廃の妨げにならない」としている。

この時期に進められていた地域的経済統合の動きは、EC が 1970 年代以降、新たな加盟国の加入や域外共通関税 (CET)、共通農業政策の導入、ロメ協定の設立などといった「外部化」という面では進展を示しながらも、EC 財政の負担をめぐる加盟国間の意見の不一致や域内の経済通商政策を巡る対立が激しくなり、「内部化」には行き詰まりが見られるようになっていた。また、EC をモデルとして、発展途上各国・各地域においても地域統合の組織が盛んに設立されていたが、石油危機以降は非同盟運動の衰退とともに、その活動が停滞していった。こういった現実を目の当たりにして、地域統合理論においても、1970 年代に多数を占めた途上国による地域統合は最終的に政治統合を目的にする方向にはなく、機能主義の前提が成り立たなくなったとして、学問的な関心が失われていった。

2-2 地域主義の復活と地域統合の「第2の波」

2-2-1 WTOの発足

多角的通商システム設立を目指したGATTの下で1986年以降に交渉が続けられてきたウルグアイ・ラウンドにおける合意に基づき、1995年にWTOが発足した。GATTはウルグアイ・ラウンド終結時（1994年）には124カ国（とEU）に達し、交渉の案件もサービス貿易等、モノの貿易以外の分野に拡大するとともに、貿易関連投資措置等の国内の制度に関わる分野にまで拡大していた。そこで、組織体制の拡充を図るためにGATTはWTOへと再編された。

WTO協定の内容をGATTと比較すると⁶、以下の特徴を挙げることができる。

- ①従来からのものの分野のみならず、サービスや特許および、商標等の新分野を含めた包括的な国際貿易ルールが成立した。
- ②紛争解決の迅速化、迅速化等の紛争解決手続きの整備が図られ、貿易における「法の支配」の強化がはかられた。
- ③一定の経過期間後は、途上国のための特別な規定を除き、原則として途上国にも先進国と同一の貿易ルールが適用される。

したがって、WTO設立によりグローバルな自由化の推進が確認されたと考えられよう。

こうしたグローバル化と同時に地域主義の動きも強まっている。たとえば、1993年にEUが正式に発足し、翌1994年にはNAFTA（North American Free Trade Agreement、北米自由貿易協定）が発足、2005年までに米州自由貿易圏設立交渉を終了させることに合意した。同1994年には、APEC（Asia Pacific Economic Cooperation、アジア太平洋経済協力）が域内における自由化を2010年までに達成することに合意している。

2-2-2 地域主義の「第2の波」の特徴

こうした流れの中でWTOが1995年に提出した報告「地域主義と世界貿易システム」（WTO;1995）は、それまでの地域協定とグローバリズムとの関係について論じ、地域協定はグローバリズムを補完し、相互に自由化を促進してきたと結論付けている。その根拠として同報告は以下の3点を挙げている。

- ①戦後各国の関税率が減少して、ブロック型の地域協定はほぼなくなり、貿易転換効果が低下した。
- ②非関税障壁については、関税率の低下によりむしろ問題視されてきたが、実際には第三国への対応が困難であるために実質的な問題とはならない。
- ③地域協定が農業、サービス、知的所有権の分野をWTOよりも前に扱い、国際ルールを導入してきたことでWTOの取り組みを容易にしてきた。

本報告は、1990年代以降今日に至る状況を地域主義の「第2の波」ととらえ、1950-60年代（途上国であれば～1970年代）の地域主義の興隆と区別して論じているが、これについて山本（1996）は、「第2の波」における地域統合について、参加国が多く、非均質的であり、

外部志向を持ち、政治安全保障問題や南北問題を内部化する可能性を持つものと考えている(表1参照)。

また、坂本(2001)はEU・APEC・NAFTAの比較の中で、今日の「地域主義の第2の波」の特徴を以下のように述べている。すなわち、第1に、これら3地域の統合はパクス・アメリカナという米国の主導する国際主義・自由貿易・民主主義を基礎とした国際関係の中で、東西対立の中における米国のグローバリズムの主導によってすすめられた。そして、これら3地域のダイナミズムが自由貿易の拡大の中で引き出され、各々の地域およびこれら地域間の交易を拡大して世界経済を牽引したという。つぎに第2の特徴として、このような地域統合の進展は企業活動の国際化によるところが大きいことが挙げられるという。第二次大戦後の米国主導の貿易自由化は、企業活動の自由化と密接に結びついており、こういった企業活動の国際化が戦後における西側諸国の安全保障、経済政策の密接な国際協調の上に進展した。つまり、欧米(日本)の多国籍企業の要請によって経済の自由化・グローバル化が促進されたと考えられるという。さらに第3の特徴として坂本は、冷戦の終了とそれと同時期に進展した情報革命、運輸革命、金融革命といった技術革命によって企業活動が地球化し、国境を越えた戦略を展開していることが、結果的に3地域の地域の進展とその地域統合を進めているという。以上から第4の特徴として、現在の地域統合は第二次大戦後から続く地域統合を基礎にしながらも、地域統合は開放性を強めざるを得ないことを挙げ、第5として、現在の地域主義がグローバルな世界管理に関係するものとして、政治的機構の側面が強いことを挙げている。

「第2の波」における「新しい地域主義⁷」に関する考察は、「第1の波」の主流であった新機能主義衰退後のレジーム論等に代表される議論を取り入れながら、自由貿易を基盤とした地域経済統合についての説明を試みているものといえる。こうした議論においては、新機能主義に見られたような超国家的な(バラッサにおいても最終的には政治的統合を目指すものとされた)統治機構は念頭におかれておらず、各国内の制度、基準をより広域化し、さらに世界標準を作ろうとする「ゆるい統合」(Lawrence, 1996)へのながれが見られる。

またここで、もう一つ特徴的なことは、この「新しい地域主義」においては、かならずしも地域という枠組みにこだわってはいないということである。WTOの枠内において自由貿易を目的としている国際的取極は「地域経済統合」だけではなく、基本的には2国間(EUなどの地域機構との関係において締結されるなどすれば、場合によっては多国間ともなりうる)の自由貿易協定である。ただ、2国間の協定といえども、基本的には自由貿易主義をとった開放を前提とした協定であるため、とくにWTOとの関係においては同一線上にあるものと考えることができる。表2、表3、表4からわかるように、GATT-WTOの規定(第24条と授權条項、サービス部門における貿易に関わるGATS第5条)によって届出が出された地域的取極めのうち、1990年代以降のものはそのほとんどが自由貿易協定であり、現在交渉中(表5)、あるいは交渉予定(表6)の自由貿易協定の数だけでも36(2002年1月現在)あ

るといことは、「第2の波」のもつ自由貿易を前提とする地域経済統合という傾向が、自由貿易協定という形をとりながら、今後も引き続き認められることを示しているといえよう。

3. 日本の貿易政策の変化と現状

3-1 1990年代以降の産業界からの要請

前節までに見てきたように、1990年代以降、自由貿易協定は世界的に広まりつつあり、各国にとって自由貿易協定はWTOと並ぶ重要な通商政策の一つと考えられるようになってきている。つまり、国際的な通商システムは、多国間主義と地域主義とが入り混じり、融合したかたちで形成しつつあるといえる。この中で日本は、ごく最近まで自由貿易協定に取り組んでこなかった。しかし、現在の自由貿易協定は単なる貿易面の関係だけではなく、投資、税制・社会保障、国内制度の調和・執行協力、貿易・投資促進事業、文化交流まで内包するものであって、WTOで定めのない分野も広く含む協定となっている⁸。そのため、日本企業が国際的な活動を行なう上で、事業機会を逸したり既に自由貿易協定を締結している国とのビジネスにおいて不利な立場に立たされたりという事態が生じるようになった。そこで、産業界を中心にWTO体制ばかりでなく、自由貿易協定の締結を求める動きが強まるようになり、2000年以降に各種会合が開催されるようになった。そこで本節では、経団連(経済団体連合会)の意見書をもとに、日本にとっての自由貿易協定の意義について検討を加えることとする。

1999年5月に経団連は「次期WTO交渉への期待と今後のわが国通商政策の課題」と題された提言を行った。そこでは、WTO新ラウンド交渉に向けた対応の強化とあわせて、自由貿易協定の実現に向けて政府が具体的な検討を行っていくように求められていた。しかし、その後の展開が見られないことを受けて、経団連は2000年7月に「自由貿易協定の積極的な推進を望む～通商政策の新たな展開に向けて～」という意見書を呈示した⁹。そのなかで自由貿易協定の必要性について、以下のように述べている。

- ①自由貿易協定は締約国間の物品の貿易に関わる関税や非関税障壁等の障害の撤廃を基本的な目的とするものであるが、最近ではNAFTA等に見られるように、WTOの範囲を超えた幅広い内容¹⁰を含むものとなっている。そのため、自由貿易協定は日本企業が国際的活動を推進する上で極めて重要な制度的枠組みを提供する。
- ②国際的な事業活動を行っていく上で重要な、ヒト、モノ、カネ、サービスの自由で円滑な流れに対してさまざまな制約が課されていることに対し、自由貿易協定のもとでは、単なる関税の撤廃にとどまらず、これまでWTOの自由化交渉では取り上げてこなかった分野を含め、高度な自由化を実現することが可能である。
- ③欧米諸国が自由貿易協定を締結した地域においては、日本企業はきわめて不利な条件のもとで欧米企業との競争を余儀なくされることから、協定締結によって同等の競争条件を確保する必要がある。

④自由貿易協定は、日本国内における諸規制の撤廃・緩和、高コスト要因の是正など構造改革を促すと同時に、域内の競争を促進させることになるため、国内産業の活性化、効率化、競争力強化をももたらし、消費者の利益にもつながる¹¹。

⑤1999年12月の次期ラウンド交渉の立ち上げに失敗に見られたように、137ヶ国を数える加盟国を有する WTO では、貿易や投資の自由化やルール作りは容易ではない。このため、自由貿易協定への取り組みを通じて WTO による自由化やルール作りを地域レベルで補完する必要がある。

そして、これらの必要性に基づき自由貿易協定を推進していくにあたって、意見書は世界経済のブロック化の防止や多角的な貿易自由化に対するモメンタムの維持・強化につながるようにする必要があり、さらには、国内企業の国際競争力の一層の強化と国内産業の一部に対して予想される深刻な影響が及ばないような対策をとることが求められることについて、次のように述べている。

①重要な WTO 体制の維持、強化について

- ・ WTO による自由化がモメンタムを失うことのないように、WTO を中心とする多角的な通商体制の維持、強化に積極的にコミットし、包括的な新ラウンド交渉の立ち上げに向け、主導的な役割を果たすこと。
- ・ WTO 協定に既定されている条件との整合性が十分に確保された自由貿易協定を目指すこと。ならびに、WTO 協定から見て問題があると思われる他国間の協定については、WTO の場で積極的に問題提起をすること。
- ・ ブロック化に対する懸念を払拭するために、さまざまな国、地域との自由貿易協定を進めていくこと。

②国内産業に対する配慮

自由化により一層厳しい競争にさらされる国内産業について、自助努力を基本に近代化、競争力の強化に努めるべきとしながらも、WTO 協定で認められる範囲内で、現実的な対応を講じることが必要であるとしている。

- ・ 第三国からの迂回輸入を効果的に防止できるような原産地規制を定める
- ・ 域内セーフガード措置の発動を可能にする
- ・ 自由化までの移行期間（おおむね10年以内に域内関税を撤廃）を利用し、当該産業の競争力の強化をはかる
- ・ どうしても自由化できない品目については、例外的に対象外とする

なお、この意見書には、NAFTA、EU - メキシコ自由貿易協定、「次期 WTO 交渉への期待と今後のわが国通商政策の課題」（1999年5月、経済団体連合会）を参考にして作成された「モデル自由貿易協定」が、参考資料として附されている¹²。

この意見書が出されたのと前後して、経済界と外務省、大蔵省(当時)、通商産業省など関係諸団体との間でさまざまな会合やシンポジウム等が開催され¹³、WTO を軸に据えた貿易体制

から、それぞれの国ごとに自由貿易協定を結ぶという政策への転換が図られるようになった。

3-2 経済連携協定についての考え方と最近の動向

3-2-1 経済連携協定についての考え方

前節に述べたように、2000年を前後して、主として経済界からの意向を受けて日本の貿易政策がGATT - WTOを軸とした自由貿易体制を育成・発展させていくことを目的とするものから、2国間あるいは既存の地域経済統合との間の自由貿易協定の締結へと変化しつつある。実際に、2000年のチリとの間における自由貿易協定締結への動きにはじまって現在にいたるまで、多くの自由貿易協定締結への動きが見られるようになった。

2002年8月に経済産業省が出した見解によると、「経済連携協定」¹⁴に対しては、「グローバル化した経済に対応するルール整備を行うため、新WTOラウンド交渉に向けての努力の継続と並行して、関心国・地域との間で機動的な取組が可能な経済連携協定等を活用して、ハイスタンダードなルール・制度の整備等を先行させる多層的アプローチを推進」(経済産業省、2002)とするとして、WTOとの関係に配慮した形となっている。また、「経済連携協定」の扱う範囲については、「経済連携協定等は、国際的な事業活動を円滑化させるとの観点から、貿易投資に関する水際の障壁だけでなく、人の移動の円滑化、紛争処理、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とする。」(同上)とすることによって、WTOとの違いを明確にし、同時に経済界からの要請にこたえることができるようにしている。

3-2-2 日本の取り組み状況

2002年8月段階で日本は10カ国(機関)との間で自由貿易協定に向けた協議を進めている。以下では、それぞれについて簡単に検討を加えていく。

(1) シンガポール

2002年1月に両国の首脳間で「日・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」が署名され、5月に国会で承認された¹⁵。今後は、本協定の実施に必要な国内法令の整備等所用手続きを経て、2002年夏から秋頃の発効を予定している。

対シンガポールについては、前節で検討した2000年7月の提言を受けて2000年10月2日に経団連が「日本シンガポール自由貿易協定への期待」とする文書を発表し、アジアにおける貿易・金融センターを目指すシンガポールとの関係を強化することを要請している。

本協定は関税の撤廃にとどまらず、相互承認(MRA)や知的財産協力等による貿易円滑化、サービス貿易や投資の自由化、電子商取引関連制度の調和、人の移動の円滑化等、「新時代」にふさわしい幅広い分野をカバーしており、今後の2国間や地域間協定(RTA)のモデルとなることが期待されている。とくに地域間協定については日本は出遅れている分野でもあり、本協定を踏み台にしてその他地域との協定締結に結び付けたいと考えている。

(2) メキシコ

2001年6月の日墨首脳会談において、自由貿易協定の可能性を含む経済関係強化に向けた方途が検討され、産学官による共同研究会の立ち上げが決定された¹⁶。これを受けて2001年9月から7回の会合を開催して検討を行い、2002年7月25日に報告書を取りまとめた。報告書では、①FTAの早期締結が望ましい手段であること、②貿易投資の自由化のみならず、ビジネス環境整備や各種制度面の整備・調和、二国間協力など、幅広い内容を含む経済連携協定の締結が効果的であること、③上記のようなFTAの要素を含めた経済連携協定の締結に向けた作業に早急に着手することを、提言している。今後、報告書を踏まえて具体的な対応を検討し、2002年10月のAPECの際にも交渉開始に合意する見込みとなっている。

NAFTA加盟国企業およびEU企業に比べ、日本企業はメキシコとのEPA/FTAがないことで関税面(メキシコの平均関税率約16%)、政府調達(欧米企業には入札可能なプロジェクト等についてメキシコ企業と同等の優遇措置)で不利となっており、FTA締結に向けた産業界の要望は強い。また、メキシコ側もWTO閣僚会合が2003年にメキシコで開催されることが予定されているため、自由貿易の基盤を拡大・安定させておきたいとの意向が働いている。

(3) 日-アセアン

2001年9月の日-アセアン経済大臣会合において、設置が合意された「日-アセアンCEP専門家会合」において、2002年1月に日本が提案した「日-アセアン包括的経済連携構想」の具体化に向けた検討を行っている。2002年1月より4回の会合を実施、9月初旬に予定される第5回会合において報告書を取りまとめ、同月13日の日-アセアン経済大臣会合、11月の日-アセアン首脳会合に報告する予定となっている。

また「日-アセアン包括的経済連携構想」のフォローアップを行うため、関係省庁連絡会議を設置するとともに、官邸内に「日-アセアン包括的経済連携構想を考える懇談会」を設置している。

(4) 韓国

2002年3月の首脳会談において産学官からなる日韓FTA共同研究会の設置が合意された。同年7月9日、10日に第1回共同研究会がソウルにて開催された。第1回共同研究会では、日韓FTAの便益、取り上げる分野について合意が得られ、今後、2年以内のできるだけ早い時期にとりまとめを行うこととされた。

(5) タイ

2002年4月の首脳会談において、両国政府による経済連携のあり方を検討する作業部会

を立ち上げることが合意された。7月に開催された日タイ経済パートナーシップ協議において作業部会を立ち上げ、9月に第1回作業部会が開催されている。

(6) フィリピン

2002年5月の首脳会談において、両国経済連携のための作業部会を立ち上げることに合意がみられた。8月に開催された予備協議において作業部会が設置され、10月に第1回会合が開催される予定となっている。

(7) 台湾

現在台湾との正式な国交はないものの、2001年10月のAPEC終了後に日台間のFTA研究を民間機関ベースで開始することに合意した。2002年6月、産業界において台湾とのFTA検討会を立ち上げ、日台FTAの影響等について検討を開始している。

(8) アセアン+3

東アジア自由貿易圏の可能性も含め、東アジア協力のあり方について「東アジア・スタディ・グループ」で検討中である。

(9) チリ

2000年2月にチリからFTA検討の提案があったことを受け、同年5月からJETROとチリ外務省との間で共同研究を開始し、2001年6月に取りまとめた。報告書は両国政府に包括的な自由貿易協定の早期締結を提言した。さらに2002年5月、両国の民間団体からなる日智経済委員会は、両国間FTAの早期締結を推進する旨の共同声明を発表した。

(10) ブラジル

2001年11月、ブラジル開発大臣より日本とのFTA締結の提案がなされた。

(11) オーストラリア

2002年5月の首脳会談において、二国間経済関係を強化するため、高級事務レベルで協議するためのメカニズムを作ることを合意した。しかし、FTAについては、具体的に交渉をする段階になく、さまざまな分野における協力を積み上げていくことにより長期的にFTAに結びつけていけばよいという理解がなされたものとされている。

上記のほかにもカナダ、ニュージーランド、南アフリカ、EFTA（ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタイン）、イスラエルなどが日本との自由貿易協定の締結の意向を示しているとされている。このように、今現在これらの協議は進行中であり、今後の経過

は予断を許さない。しかし、日本は ASEAN の正式のメンバーではないため ASEAN 自由貿易協定に加わることはできず、APEC は経済的な地域統合というよりも経済協力を目指す組織であるために、日本が自由貿易「圏」を形作することは困難な状況にあることを考えると、今後もこの 2 国間の自由貿易協定を軸に自由貿易を拡大させていく方向にあることは否定できないだろう。

4. おわりに

経団連の意見書（2000年）は、自由貿易協定の優先的な対象国・地域として、①日本と相互補完的な経済関係にあって互恵的な協定が結べること、②自由化が遅れているために高関税や煩雑な規制が維持されていること、③すでに他国と自由貿易協定を締結しているために日本企業が相対的に不利な立場に置かれていること、④法制度が確立し政治が安定しているため協定の遵守が期待できること、といった条件を掲げ、具体的にアジアと米州を挙げている。これらの地域はともに APEC という枠組みの中に位置しており、経済のグローバリゼーションや冷戦の終結といった国際政治経済の影響のもとで機能的分野における実質的な協力を進めなければならない状況下にあるが、同時にこの地域は、国家・国民・経済・文化のあらゆる側面において、異質であり多様性に富んだ地域でもある。菊地（1997）はこうした APEC = アジア太平洋地域の状況を踏まえた上で、そこではセクターごとの自由化が実現される動きがあり、多国間の貿易自由化を促進するための拘束力のある合意が存在しないことに注目している。また、NAFTA（2006年には FTAA、米州自由貿易圏として米州全域に拡大の予定）は緩やかな自由貿易地域ではなく、GATT のウルグアイラウンドで定められた取極めを大きく超える基準を定めており、極めて実効性の高い経済統合の枠組みを構築している（細野、1995）。

このような地域の情勢を考えると、日本が WTO 体制だけではなく個別の自由貿易協定へと政策を転換したことの意味が理解されよう。自由貿易協定の意義や締結にあたっての問題点は APEC 諸国と NAFTA 加盟各国、また、それぞれの加盟国ごとに大きく異なっている。この多様性に対処するためには、2 国間協定のもつ可塑性を十分に活用することが必要不可欠となろう。しかし、自由貿易とは基本的に「差別」をなくすことにその根幹がある。自由貿易を形骸化させないためにも、2 国間自由貿易協定と多国間協定との関係について明確な基準を作成しておく必要があるものと思われる。

【引用・参考文献】

- Balassa, Bela. (1961) *Theory of Economic Integration*, Allen & Irwin
 Cooper, Richard N. (1976) World Regional Integration, (Machlop ed.) *Economic Integration*, New York, St. Martin's
 ECLAC (Economic Commission for Latin America and the Caribbean) (1994) *Open Regionalism in Latin*

- America and the Caribbean*, Santiago, Chile, ECLAC
- Hurrell, Andrew (1995) Explaining the Resurgence of Regionalism in World Politics, *Review of International Studies*, 21, 331-358
- WTO (1996) *Regionalism and the World Trade System*, WTO
- 安藤勝美編 (1994) 『地域協力機構と法 アジア・ラテンアメリカ地域主義の現代的意義』 アジア経済研究所
- 大隈宏 (1973) 「地域統合の研究動向」『国際政治』48, 127-153
- 外務省経済局国際機関第1課 (2000) 「シンポジウム『自由貿易協定と日本の選択』報告書」外務省 2000.10.23
- 菊地努 (1997) 「アジア太平洋地域主義のメカニズムとプロセス ——APEC・ARFを中心に——」, 日本国際政治学会編『国際政治』(114)
- 経済産業省 (2002a) 「日・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA) について」 (2002年1月)
- 経済産業省 (2002b) 「経済連携協定についての考え方と最近の動向」(2002年8月)
- 経済団体連合会 (2000) 「日本シンガポール自由貿易協定への期待」(社) 経済団体連合会2000.10.2
- 経済団体連合会 (2001) 「自由貿易協定の積極的な推進を望む ～通商政策の新たな展開に向けて～」(社) 経済団体連合会 2001. 7. 18
- 坂本正弘 (2001) 「第1章 グローバリズムと APEC 地域主義」, 今川健・坂本正弘・長谷川聰哲編『APEC 地域主義と世界経済』中央大学出版部
- 浜口伸明編 (1998) 『ラテンアメリカの国際化と地域統合』 アジア経済研究所
- 細野昭雄 (1995) 『APEC と NAFTA : グローバリズムとリジョナリズムの相克』有斐閣
- 南義清 (1974) 「ハースの国際統合理論とヨーロッパ統合」『一橋論叢』72 (4), 14-29
- 山本吉宣 (1996) 「第1章 地域主義——政治的側面」, 国際貿易投資研究所編『マクロモデルによる地域統合の経済的効果の試算』(国際貿易投資研究所)
- 若松孝司 (1998) 「カリブ海地域における1980年代の地域統合再興に関する一考察」『国際開発研究フォーラム』10, 195-223

¹ 経済産業省のホームページ (対外経済政策総合サイト) を参照のこと。それによると、経済連携協定とは以下のとおりであるという。

「経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) とは、自由貿易協定 (FTA) の主要な要素である関税の相互引き下げに加え、サービス、投資、競争、人の移動の円滑化、電子商取引、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とし、経済全般の連携強化を目指す協定です。」 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

² ハースらの議論をまとめたものに、南 (1974) などがある。

³ GATT 第24条は、地域的取り決め (関税同盟と自由貿易協定) を形成する場合には、GATT への報告を義務付けている。

⁴ GATT はモノの移動について扱っており、サービス貿易に関しては GATS (サービス貿易一般協定) が対象としている。そして GATT 24 条と同様に、地域的取り決めを締結する場合には、WTO への報告が必要とされる。

⁵ 正式名称は「異なりかつ一層有利な待遇ならびに互恵および発展途上国のより十分な参加」という。発効の遅滞を恐れたために GATT の条文改正の形を取らず、契約国団会議における満場一致の決定として採択された。事実上の GATT 条文と同じ法的効果を持つ。

⁶ WTO 協定参照のこと。

⁷ 「新しい地域主義」については、ECLAC (1994), Hurrell (1995) を参照のこと。

⁸ この自由貿易協定のとらえ方は、「国際貿易と日本外交」と題した国際貿易分野に関わる官僚や企業の代表

が出席したブレインストーミングにおいても共有された考え。(2000年6月12日開催)

- ⁹ 2000年7月18日「自由貿易協定の積極的な推進を望む ～通商政策の新たな展開に向けて～」(社)経済団体連合会
- ¹⁰ たとえば、サービス貿易の自由化、投資の保護・自由化、通商ルールの整備、基準・認証の調和および相互承認、知的財産権の保護、政府調達市場の開放、税関手続き面での政府間協力、紛争処理手続きの整備等が挙げられている。
- ¹¹ たとえば、NAFTA、EUの双方と自由貿易協定を締結したメキシコと日本との関係については、「日墨自由貿易協定のわが国産業界への影響に関する報告書」(1999年4月、経済団体連合会発表)を参照のこと。
- ¹² 「モデル自由貿易協定」の目次は以下の通り
- I. 域内貿易の自由化
 1. 物品の関税撤廃
 2. 非関税措置〔内国民待遇〕〔数量制限の禁止〕〔輸出補助金の禁止〕〔税関協力〕
 3. サービス貿易の自由化〔原則〕〔適用範囲〕〔内国民待遇、市場アクセス〕〔自由化スケジュール〕
 - II. 域内貿易に関するルール
 1. 原産地規制〔域内産品の認定〕〔域内産品の認定〕
 2. アンチ・ダンピング(2案併記)〔原則〕〔ダンピング防止協定の適用に関する了解〕〔協議の推進〕
 3. セーフガード〔域内セーフガード〕〔一般的セーフガード〕
 - III. 投資の保護・自由化

〔投資家および投資の定義〕〔適用範囲〕〔投資家および投資の待遇〕〔透明性〕

〔パフォーマンス要求の禁止〕〔投資家およびキー・パーソネルの一時的入国、滞在及び労働〕〔国籍要求の禁止〕〔送金の自由〕〔収用・補償〕〔紛争処理〕〔投資自由化の例外〕
 - IV. 貿易、投資円滑化のルール
 1. 基準・認証の統一化、相互承認等
 2. 知的財産権〔知的財産権の保護〕〔待遇〕〔特許制度の調和〕
 3. 政府調達〔適用範囲〕〔調達手続〕〔オフセットの禁止〕〔入札への異議申し立て〕〔協力〕
 4. ビジネス関連の人の移動の円滑化
 5. 競争政策
 6. 電子商取引
 - V. 紛争処理〔紛争定義〕〔紛争処理手続〕〔WTOによる紛争処理手続きとの関係〕
- ¹³ その主なものとして、外務省経済局国際機関第1課(2000)を参照のこと。
- ¹⁴ 「経済連携協定についての考え方と最近の動向」経済産業省(2002年8月)による。ここで「経済連携協定」とは主として「自由貿易協定」を指す。
- ¹⁵ 本協定については、2002年1月に経済産業省が「日・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)について」と題する文書を発表し、JSEPAの背景、目的・意義、交渉経緯、構成や内容について説明をしている。
- ¹⁶ これより以前、2000年4月3日にジェトロ(日本貿易振興会)とメキシコ商務工業振興省(SECOFI)との間で、日墨間の自由貿易協定の可能性をも含めた経済関係緊密化の方策を探る研究報告が行われた。この研究会は1999年2月に日墨経済関係緊密化委員会として発足している。

表1 “古い” 経済統合との比較

| 地域統合 特徴の次元 | “古い” 地域経済統合 | “新しい” 地域経済統合 |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------|
| 参加国 | 少ない | 多い |
| 参加国の経済発展の レベルと経済規模 | 均質 | 非均質 |
| 制度化のレベル | 高い | 混合形態 |
| 内部志向／外部志向 | 内部志向 | より外部志向 |
| 外部へのインパクト | 小さい | 大きい |
| GATTとの関係 | GATTのサブシステム | 世界経済システムの基本的構成 要素 |
| 政治・安全保障問題 との関係 | 東西対立との直接の関係 なし（薄い・間接的） | 政治・安全保障問題の“内部化” の可能性 |
| 南北問題との関係 | 南北対立から“独立” | 南北問題の“内部化”の可能性 |

出所：山本吉宣（1996）『マクロモデルによる地域統合の経済効果の試算』

表2 GATT24条に基づいて通報された協定

| 協定名 | 類型 | 協定発効日 | 移行期間 | 通報日 | 審査状況 (報告日) |
|---|------------------|----------|--------------|-----------|--------------------|
| 1. ローマ条約 (EC設立) | 関税同盟 | 58. 1. 1 | 1970末 | 57. 4. 24 | '57.11.29 両論併記 |
| 2. EC-アルジェリア | 経済協力 | 76. 7. 1 | なし | 76. 7. 28 | '77.11.11 両論併記 |
| 3. EC-アンドラ | 関税同盟 | 91. 7. 1 | 1996末 | 98. 2. 25 | 審査完了 |
| 4. EC-ブルガリア | 自由貿易協定 | 93.12.31 | 2002末 | 94.12.23 | 報告書の審査 |
| 5. EC-サイプラス | 関税同盟 | 73. 6. 1 | 1983末 | 73. 6. 13 | '74. 6. 21 両論併記 |
| 6. EC-チェコ共和国 | 自由貿易協定 | 92. 3. 1 | 2002末 | 96. 5. 13 | 報告書の審査 |
| 7. EC-エジプト | 経済協力 | 77. 7. 1 | なし | 77. 7. 15 | '78. 5. 17 両論併記 |
| 8. EC-エストニア | 自由貿易協定 | 95. 1. 1 | なし | 95. 6. 30 | 報告書の審査 |
| 9. EC-フェロー諸島 | 自由貿易協定 | 97. 1. 1 | なし | 97. 2. 19 | 審査中 |
| 10. EC-ハンガリー | 自由貿易協定 | 92. 3. 1 | 2002末 | 92. 4. 3 | 報告書の審査 |
| 11. EC-アイスランド | 自由貿易協定 | 73. 4. 1 | 1979末 | 72.11.24 | '73.10.19 両論併記 |
| 12. EC-イスラエル | 自由貿易協定 | 75. 7. 1 | 1985末 | 75. 7. 3 | '76. 7. 15 両論併記 |
| 13. EC-ヨルダン | 経済協力 | 77. 7. 1 | なし | 77. 7. 15 | '78. 5. 17 両論併記 |
| 14. EC-ラトヴィア | 自由貿易協定 | 95. 1. 1 | 1999末 | 95. 6. 30 | 報告書の審査 |
| 15. EC-レバノン | 経済協力 | 77. 7. 1 | なし | 77. 7. 15 | '78. 5. 17 両論併記 |
| 16. EC-リトアニア | 自由貿易協定 | 95. 1. 1 | 2001末 | 95. 9. 26 | 報告書の審査 |
| 17. EC-マルタ | 関税同盟 | 71. 4. 1 | 1981末 | 71. 3. 24 | '72. 5. 29 両論併記 |
| 18. EC-モロッコ | 経済協力 | 76. 7. 1 | なし | 76. 7. 28 | '77.11.11 両論併記 |
| 19. EC-ノールウェー | 自由貿易協定 | 73. 7. 1 | 1977末 | 73. 7. 13 | '74. 3. 28 両論併記 |
| 20. EC-パレスチナ | 自由貿易協定 | | 2001末 | 97. 6. 30 | 審査の一時延期 |
| 21. EC-ポーランド | 自由貿易協定 | 92. 3. 1 | 2001末 | 92.4. 3 | 報告書の審査 |
| 22. EC-Certain Non-European Countries and Territories (Association) | 連合 (Association) | 71. 1. 1 | なし | 70.12.14 | '71.11. 9 両論併記 |
| 23. EC-ルーマニア | 自由貿易協定 | 93. 5. 1 | 2003末 | 94.12.23 | 報告書の審査 |
| 24. EC-スロヴァキア共和国 | 自由貿易協定 | 92. 3. 1 | 2002末 | 96. 5. 13 | 報告書の審査 |
| 25. EC-スロヴェニア | 自由貿易協定 | 97. 1. 1 | 2002末 | 96.11.11 | 審査中 |
| 26. EC-スイス・リヒテンシュタイン | 自由貿易協定 | 73. 1. 1 | 1977末 | 72.10.27 | '73.10.19 両論併記 |
| 27. EC-シリア | 経済協力 | 77. 7. 1 | なし | 77. 7. 15 | '78. 5. 17 両論併記 |
| 28. EC-チュニジア | 自由貿易協定 | 98. 3. 1 | 2010年 2月末 | 99. 3. 23 | 審査中 |
| 29. EC-トルコ | 関税同盟 | 96. 1. 1 | 2001末 | 95.12.22 | 審査中 |
| 30. ストックホルム協定 (EFTA設立) | 自由貿易協定 | 60. 5. 3 | 1970末 | 59.11.14 | '60. 6. 4 両論併記 |
| 31. EFTA-ブルガリア | 自由貿易協定 | 93. 7. 1 | 2002末 | 93. 6. 30 | 報告書の審査 |
| 32. EFTA-チェコ共和国 | 自由貿易協定 | 92. 7. 1 | 2002末 | 92. 7. 3 | '94.12. 8 両論併記 |

| | | | | | |
|-------------------------|--------|-----------|-------|-----------|--------------------|
| 33. E F T A - スロヴァキア共和国 | 自由貿易協定 | 92. 7. 1 | 2002末 | 92. 7. 3 | '94.12. 8 両論併記 |
| 34. E F T A - エストニア | 自由貿易協定 | 96. 6. 1 | なし | 96. 7. 25 | 報告書の審査 |
| 35. E F T A - ハンガリー | 自由貿易協定 | 93.10. 1 | 2003末 | 93.12.23 | 報告書の審査 |
| 36. E F T A - イスラエル | 自由貿易協定 | 93. 1. 1 | なし | 92.12. 1 | 報告書の審査 |
| 37. E F T A - ラトヴィア | 自由貿易協定 | 96. 6. 1 | 2000末 | 96. 7. 25 | 報告書の審査 |
| 38. E F T A - リトアニア | 自由貿易協定 | 96. 8. 1 | 2000末 | 96. 7. 25 | 報告書の審査 |
| 39. E F T A - モロッコ | 自由貿易協定 | 99.12. 1 | 2002末 | 00. 2. 20 | 審査中 |
| 40. E F T A - パレスチナ | 自由貿易協定 | 99. 7. 1 | - | 99. 9. 21 | C R T Aへ 未通達 |
| 41. E F T A - ポーランド | 自由貿易協定 | 93.11.15 | 2001末 | 93.10.20 | 報告書の審査 |
| 42. E F T A - ルーマニア | 自由貿易協定 | 93. 5. 1 | 2002末 | 93. 5. 24 | 報告書の審査 |
| 43. E F T A - スロヴェニア | 自由貿易協定 | 95. 7. 1 | 2001末 | 95.10.18 | 報告書の審査 |
| 44. E F T A - トルコ | 自由貿易協定 | 92. 4. 1 | 1995末 | 92. 3. 6 | '93.12.17 両論併記 |
| 45. フェロー諸島-アイスランド | 自由貿易協定 | 93. 7. 1 | なし | 96. 1. 23 | 報告書の審査 |
| 46. フェロー諸島-ノールウェー | 自由貿易協定 | 93. 7. 1 | なし | 96. 3. 13 | 報告書の審査 |
| 47. フェロー諸島-スイス | 自由貿易協定 | 95. 3. 1 | なし | 96. 3. 8 | 報告書の審査 |
| 48. クロアチア-スロヴェニア | 自由貿易協定 | 98. 1. 1 | 2000末 | 98. 3. 25 | 審査中 |
| 49. C E F T A | 自由貿易協定 | 93. 3. 1 | 2001末 | 94. 6. 30 | 報告書の審査 |
| 50. ブルガリア-旧ユーゴマケドニア | 自由貿易協定 | 00. 1. 1 | 2004末 | 00. 1. 21 | 審査中 |
| 51. チェコ共和国-エストニア | 自由貿易協定 | 98. 2. 12 | なし | 98. 8. 3 | 審査完了 |
| 52. チェコ共和国-イスラエル | 自由貿易協定 | 97.12. 1 | 1998末 | 98. 3. 30 | 審査完了 |
| 53. チェコ共和国-ラトヴィア | 自由貿易協定 | 97. 7. 1 | 2000末 | 97.11.13 | 審査完了 |
| 54. チェコ共和国-リトアニア | 自由貿易協定 | 97. 9. 1 | 1997末 | 97.11.13 | 審査完了 |
| 55. チェコ共和国-スロヴァキア共和国 | 関税同盟 | 93. 1. 1 | なし | 93. 4. 30 | '94. 7. 15 両論併記 |
| 56. エストニア-フェロー諸島 | 自由貿易協定 | 98.12. 1 | - | 99. 1. 26 | 審査中 |
| 57. エストニア・ラトヴィア・リトアニア | 自由貿易協定 | 94. 4. 1 | なし | 99. 6. 15 | 審査中 |
| 58. ハンガリー-イスラエル | 自由貿易協定 | 98. 2. 1 | 2000末 | 98. 3. 24 | 審査完了 |
| 59. ハンガリー-ラトヴィア | 自由貿易協定 | 00. 1. 1 | 2000末 | 99.12.20 | 審査未開始 |
| 60. ハンガリー-リトアニア | 自由貿易協定 | 00. 3. 1 | 2000末 | 99.12.20 | 審査未開始 |
| 61. ポーランド-フェロー諸島 | 自由貿易協定 | 99. 6. 1 | 2001末 | 99. 8. 18 | 審査未開始 |
| 62. ポーランド-イスラエル | 自由貿易協定 | 98. 3. 1 | 2000末 | 99. 2. 25 | C R T Aへ 未通達 |
| 63. ポーランド-ラトヴィア | 自由貿易協定 | 99. 6. 1 | 2000末 | 99. 9. 29 | 審査中 |
| 64. ポーランド-リトアニア | 自由貿易協定 | 97. 1. 1 | 2000末 | 97.12.30 | 審査完了 |
| 65. ルーマニア-モルドヴァ | 自由貿易協定 | 95. 1. 1 | なし | 97. 9. 24 | 審査完了 |
| 66. スロヴァキア共和国-エストニア | 自由貿易協定 | 98. 2. 12 | なし | 98. 8. 3 | 審査完了 |
| 67. スロヴァキア共和国-イスラエル | 自由貿易協定 | 97. 1. 1 | 1998末 | 98. 3. 30 | 審査完了 |
| 68. スロヴァキア共和国-ラトヴィア | 自由貿易協定 | 97. 7. 1 | 1998末 | 97.11.14 | 審査完了 |
| 69. スロヴァキア共和国-リトアニア | 自由貿易協定 | 97. 7. 1 | 2000末 | 97.11.14 | 審査完了 |
| 70. スロヴェニア-エストニア | 自由貿易協定 | 97. 7. 1 | なし | 97. 2. 20 | 審査完了 |
| 71. スロヴェニア-イスラエル | 自由貿易協定 | 98. 9. 1 | 2000年 | 99. 3. 8 | 審査中 8月末 |

| | | | | | |
|--|--------|----------|-------|-----------|-------------------|
| 72. スロヴェニア-ラトヴィア | 自由貿易協定 | 96. 8. 1 | 1998末 | 97. 2. 20 | 審査中 |
| 73. スロヴェニア-リトアニア | 自由貿易協定 | 97. 3. 1 | 2000末 | 97. 2. 20 | 審査完了 |
| 74. スロヴェニア-旧ユーゴマケドニア | 自由貿易協定 | 96. 9. 1 | 2000末 | 97. 2. 20 | 審査中 |
| 75. トルコ-ブルガリア | 自由貿易協定 | 99. 1. 1 | 2001末 | 99. 5. 4 | 審査中 |
| 76. トルコ-チェコ共和国 | 自由貿易協定 | 98. 9. 1 | 2000末 | 99. 4. 24 | 審査完了 |
| 77. トルコ-エストニア | 自由貿易協定 | 98. 6. 1 | なし | 99. 3. 23 | 審査完了 |
| 78. トルコ-ハンガリー | 自由貿易協定 | 98. 4. 1 | 2000末 | 98. 5. 12 | 審査完了 |
| 79. トルコ-イスラエル | 自由貿易協定 | 97. 5. 1 | 1999末 | 98. 5. 18 | 審査完了 |
| 80. トルコ-リトアニア | 自由貿易協定 | 98. 3. 1 | 2000末 | 98. 6. 8 | 審査完了 |
| 81. トルコ-ポーランド | 自由貿易協定 | 00. 5. 1 | | 00. 5. 14 | CRTAへ未通達 |
| 82. トルコ-ルーマニア | 自由貿易協定 | 98. 2. 1 | 2001末 | 98. 5. 18 | 審査中 |
| 83. トルコ-スロヴァキア共和国 | 自由貿易協定 | 98. 9. 1 | 2000末 | 99. 3. 24 | 審査中 |
| 84. 共通関税創設のための暫定協定 (ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・ロシア) | 関税同盟 | 97.10. 8 | 2003 | 99. 4. 6 | 審査未開始 |
| 85. 共和国-カザフスタン | 自由貿易協定 | - | - | 99. 6. 29 | 審査未開始 |
| 86. キルギス共和国-モルドヴァ | 自由貿易協定 | 96.11.21 | - | 99. 6. 15 | 審査未開始 |
| 87. キルギス共和国-ロシア連邦 | 自由貿易協定 | 93.4.24 | - | 99. 6. 15 | 審査未開始 |
| 88. キルギス共和国-ウクライナ | 自由貿易協定 | 98.1.19 | - | 99. 6. 15 | 審査未開始 |
| 89. キルギス共和国-ウズベキスタン | 自由貿易協定 | 98.3.20 | - | 99. 6. 15 | 審査未開始 |
| 90. アゼルバイジャン・アルメニア・ベラルーシ・モルドヴァ・カザフスタン・ロシア連邦・ウクライナ・ウズベキスタン・タジキスタン・キルギス・グルジア | 自由貿易協定 | 94.12.30 | - | 99.10. 1 | 審査未開始 |
| 91. 米国-イスラエル | 自由貿易協定 | 85. 8.19 | 1995末 | 85. 9.13 | '87. 5.14 両論併記 |
| 92. カナダ-チリ | 自由貿易協定 | 97. 7. 5 | 2013末 | 97. 8.26 | 審査完了 |
| 93. カナダ-イスラエル | 自由貿易協定 | 97. 1. 1 | なし | 97. 1.23 | 審査完了 |
| 94. NAFTA | 自由貿易協定 | 94. 1. 1 | 2009末 | 93. 2. 1 | 報告書の審査 |
| 95. CACM | 関税同盟 | 61.10.12 | 1976末 | 61. 2.24 | '61.11.23 両論併記 |
| 96. CARICOM | 関税同盟 | 73. 8. 1 | 1981末 | 74.10.14 | '77. 3. 2 両論併記 |
| 97. PATCRA | 自由貿易協定 | 77. 2. 1 | なし | 76.12.20 | '77.11.11 両論併記 |
| 98. ANZCERTA | 自由貿易協定 | 83. 1. 1 | 1988末 | 83. 4.14 | '84.10. 2 両論併記 |

表2～5はいずれも経済産業省のインターネットサイトから資料を入手した。

表3 授権条項に基づいて通報された協定

| 協定名 | 類型 | 日 | 移行期間 | 通報日 | 構成国 |
|---|---|-----------|-------|------------|--|
| 99 モンテビデオ協定 (LAIA) | 関税相互 引き下げ | 81. 3. 18 | なし | 82. 7. 1 | アルゼンティン、ボルヴィア、ブラジル、チル、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ |
| アスンシオン協定(MERCOSUR 設立) | 関税同盟 | 91.11.29 | 1994末 | 92. 3. 5 | アルゼンティン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ |
| 100 アンデス共同体 | 関税相互 引き下げ | 88. 5. 25 | — | (92.10.12) | ボルヴィア、コロンビア、エクアドル、ヴェネズエラ、ペルー |
| 101 三か国協定 (Tripartite Agreement) | 関税相互 引き下げ | 68. 4. 1 | なし | 68. 2. 23 | エジプト、インド、ユーゴ |
| 102 GCC | 関税同盟 | | 1989末 | 84.10.11 | バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジ、アラブ首長国連邦 |
| 103 COMESA | 関税同盟 | 94.12. 8 | 2001末 | 95. 6. 29 | アンゴラ、ブラジル、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ナミビア、ルワンダ、セイシェル諸島、ウーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ |
| 104 ECO | 関税相互 引き下げ | | なし | 92. 7. 22 | イラン、パキスタン、トルコ |
| 105 SAPTA | 関税相互 引き下げ | 95.12. 7 | 2001末 | 93. 9. 22 | バングラデシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インド、ユーゴ |
| 106 バンコク協定 | 関税相互 引き下げ | 76. 6. 17 | なし | 76.11. 2 | バングラデシュ、インド、韓国、スリランカ、ラオス |
| 107 AFTA | 関税相互 引き下げ | 92. 1. 28 | 2001末 | 92.10.30 | ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア、ヴェトナム |
| 108 ラオス-タイ | 非相互的譲許 (non-reciprocal concessions) | 91. 6. 20 | なし | 91.11.29 | |
| 109 SPARTECA | 非相互参入 (non-reciprocal access) | 81. 1. 1 | なし | 81. 2. 20 | 豪州、NZ、クック諸島、フィジー、キリバス、ナウル、ニウエ、バプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、ヴァヌアツ、西サモア |
| 110 Protocol relating to Trade Negotiations among Developing Countries | 関税相互 引き下げ | 73. 2. 11 | なし | 71.11. 9 | バングラデシュ、ブラジル、チリ、エジプト、イスラエル、メキシコ、パキスタン、ペルー、韓国、ルーマニア、チュニジア、トルコ、ウルグアイ |
| 111 GSTP | 関税相互 引き下げ | 89. 4. 19 | なし | 89. 9. 25 | 注1 |
| 112 Trade Agreement among the Melanesian Spearhead Group Countries | 相互関税 引き下げ | — | — | 99.10. 7 | フィジー、バプアニューギニア、ソロモン諸島、ヴァヌアツ |
| 113 西アフリカ経済通貨連合 | 関税同盟 | 00. 1. 1 | | 99.10.27 | ベニン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ |

注1：アルジェリア、アンゴラ、アルゼンティン、バングラディシュ、ベニン、ボリヴィア、ブラジル、カメルーン、チリ、コロンビア、キューバ、北朝鮮、エクアドル、エジプト、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ハイチ、インド、インドネシア、イラン、イラク、リビア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、ルーマニア、シンガポール、スリランカ、スーダン、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、タンザニア、ウルグアイ、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ユーゴスラビア、ザール、ジンバブエ

表4 GATS 5条 (サービス貿易一般協定) に基づいて通報された協定

| 協定名 | 協定発効日 | 通報日 | 審査状況 |
|--------------|----------|-----------|----------|
| ローマ条約 (EC設立) | 58. 1. 1 | 95.11.10 | 報告書の審査 |
| EEA | 94. 1. 1 | 96.10.10 | CRTAへ未通達 |
| NAFTA | 94. 4. 1 | 82. 7. 1 | 報告書の審査 |
| カナダ-チリ | 97. 7. 5 | 97.11.13 | CRTAへ未通達 |
| EC-ブルガリア | 95. 2. 1 | 97. 4. 25 | CRTAへ未通達 |
| EC-チェコ共和国 | 95. 2. 1 | 96.10. 9 | CRTAへ未通達 |
| EC-ハンガリー | 94. 2. 1 | 96. 8. 27 | 報告書の審査 |
| EC-ポーランド | 94. 2. 1 | 96. 8. 27 | 報告書の審査 |
| EC-ルーマニア | 95. 2. 1 | 96.10. 9 | CRTAへ未通達 |
| EC-スロヴァキア共和国 | 95. 2. 1 | 96. 8. 27 | 報告書の審査 |
| ANZCERTA | 89. 1. 1 | 95.11.22 | 報告書の審査 |

表5 交渉段階の自由貿易協定 (2002年1月現在)

| FTA名称等 | 状況 | 交渉開始 | メンバー |
|----------------|--------|----------|-------------------------------------|
| 米州自由貿易圏 (FTAA) | 交渉中 | | 米州諸国 (キューバを除く) 34か国 |
| 韓国-チリ・FTA | 交渉中 | 1999年11月 | 韓国、チリ |
| 米星・FTA | 交渉中 | 2000年11月 | 米国、シンガポール |
| 加星・FTA | 交渉中 | 2000年6月 | カナダ、シンガポール |
| 星墨・FTA | 交渉中 | 2000年7月 | シンガポール、メキシコ |
| 星豪・FTA | 交渉中 | 2001年2月 | シンガポール、豪州 |
| 星-EFTA・FTA | 予備交渉中 | 2001年3月 | EFTA、シンガポール |
| 日星・EPA | 署名済み | 2001年1月 | 日本、シンガポール |
| NZ-香港・FTA | 交渉開始合意 | 2000年11月 | NZ、香港 |
| NZ-チリ・FTA | 交渉中 | 1999年10月 | NZ、チリ |
| EU-アンデス共同体 | 交渉中 | | EU、アンデス共同体 (コロンビア、ペルー、ボリヴィア、ヴェネズエラ) |
| EU-チリ・FTA | 交渉中 | 2000年4月 | EU、チリ |
| EU-メルコスール・FTA | 交渉中 | 1999年6月 | メルコスール |
| 南ア-EFTA・FTA | 交渉中 | | EFTA、南アフリカ |
| 加-EFTA | | | EFTA、カナダ |
| 米-チリ・FTA | 交渉中 | 2000年11月 | 米国、チリ |
| メルコスール-チリ | 交渉中 | | メルコスール (ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ)、チリ |
| メルコスール-南ア・FTA | 交渉中 | | メルコスール、南アフリカ |
| アラブ共同市場 | | | エジプト、シリア、イラク、ヨルダン、リビア |

表6 検討・提案段階の自由貿易協定 (2002年1月現在)

| FTA名称等 | 状況 | 開始 | メンバー |
|-----------------------------|--------|----------|---|
| 中国 - ASEAN | 検討中 | 2000年11月 | 中、ASEAN |
| 韓国 - ASEAN | 検討開始予定 | | 韓、ASEAN |
| 日 - ASEAN | 検討中 | | 日、ASEAN |
| 星 - チリ・FTA | 検討中 | 2000年9月 | シンガポール、チリ |
| 韓NZ・FTA | 検討中 | 1999年9月 | 韓国、NZ |
| 韓豪・FTA | 検討中 | | 韓国、豪州 |
| 米豪・FTA | 検討中 | | 米国、豪州 |
| 豪タイ・FTA | 検討中 | | タイ、豪州 |
| 南米自由貿易圏 (ALCSA) | 検討中 | | メルコスール、アンデス共同体 (エクアドル、ヴェネズエラ、ペルー、コロンビア、ボリビア) |
| メルコスール - EFTA A・FTA | 検討中 | | メルコスール、EFTA |
| 加 - 中米4カ国・FTA | 検討中 | | カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア |
| 加 - カリブ共同体 (CARICOM)・FTA | 検討中 | | カナダ、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ共和国、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダード・トバゴ |
| AFTA - CER | 検討済 | 1999年9月 | ASEAN、豪、NZ |
| NZ墨・FTA | | 1999年10月 | NZ、メキシコ |
| 韓星・FTA | 提案済 | 1999年9月 | 韓国、シンガポール |
| 星印・FTA | | | インド、シンガポール |
| Pacific 5・FTA | 提案済 | 1999年 | 米、チリ、星、豪、NZ |